

令和5年度
千葉県養親希望者手数料負担軽減事業の申請マニュアル

- 1 事業の概要
- 2 補助の要件・内容
- 3 交付申請の手続き
- 4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト
- 5 その他

1 事業の概要

- (1) この事業は、千葉県養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付要綱(以下「要綱」という)に基づき、千葉県内(千葉市を除く)に居住する養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関(以下、「あっせん機関」という)に対して支払った手数料の全部、または一部を補助するものです。
- (2) このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。予め内容を御確認の上、申請手続きをお願いいたします。

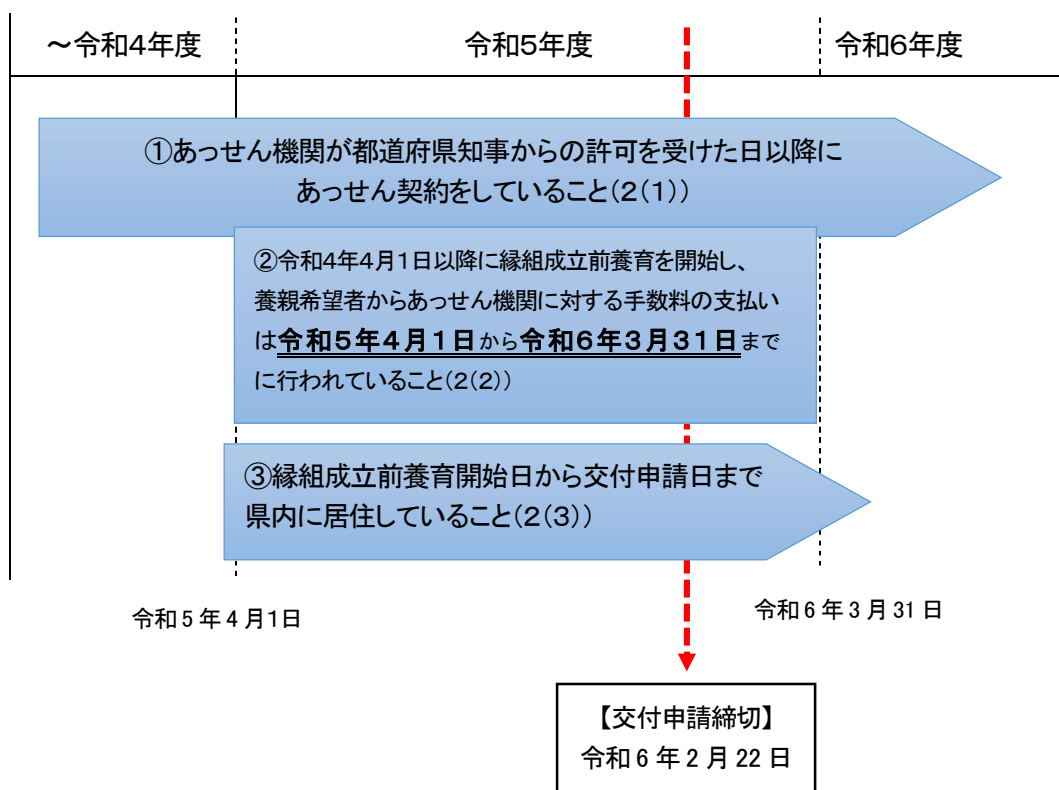
2 補助の要件・内容

- (1) あっせん機関が、事務所が所在する都道府県から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関へ支払った手数料について、補助を行います。
- (2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、あっせん機関の手数料を支払った場合を補助対象とします。
(令和6年4月1日以降の支払いについては、令和6年度の補助対象となります。)

※本事業は令和4年4月1日開始の事業であるため、令和4年4月1日以降に縁組成立前養育を開始し、かつ、令和5年度中にあっせん機関に手数料を支払った場合を補助対象とします。御了承ください。

- (3) あっせん機関に対して支払った手数料について、1人(世帯)当たり40万円を上限として補助を行います。
- (4) 補助の回数は、1回のあっせんにつき1回に限ります。
- (5) 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、千葉県内に居住していることが必要です。
(交付申請を行う後に縁組成立前養育を開始する予定であっても、交付申請の時点で県内に居住していることが必要です。)

補助の要件について(①～③を充たすこと)



3 交付申請の手続き

7ページ「交付申請必要書類一覧・チェックリスト」も併せてご確認ください。

(1) 必要書類

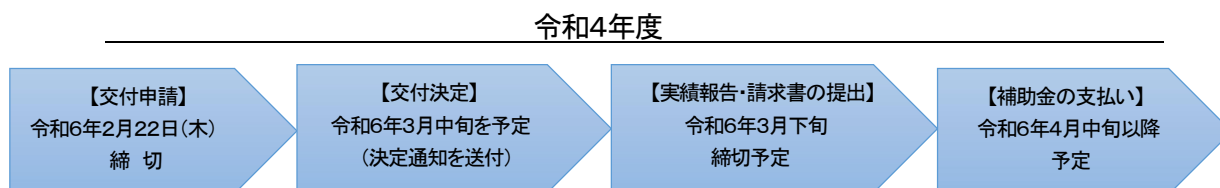
	必要書類	備考
1	養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書 (別記第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・原本をご提出ください。 (本人控えはお渡ししておりませんので、予めコピーをお取りください。)
2	所要額調書(千葉県養親希望者手数料負担軽減事業)(別紙1)	
3	令和5年度養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書(別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん機関にご記入いただく書類です。「千葉県養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書(別紙2)の記載例」に基づき、あっせん機関にご記入いただいた書類をご提出ください。 (本人控えはお渡ししておりませんので、予めコピーをお取りください。)
4	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 ・申請日を含む1ヶ月以内に取得したものに限りです。 ・住民票取得の手数料は申請者様のご負担となります。 ・原本をご提出ください。マイナンバー記載は不要です。
5	誓約書・名簿(別紙3及び4)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が交付要綱第2条2項及び第11条いずれにも該当していないことを千葉県警察本部に確認するためにご提出いただく書類です。
6	あっせん機関が発行した領収証のコピー (※交付申請の時点であっせん機関に手数料を支払済みの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ・コピーをご提出ください。 ・交付申請の時点でまだ支払っていない場合には、実績報告の際にご提出いただきます。

(2) 補助金支払いの流れ

令和5年度申請締め切り 令和6年2月22日(木) (必着)

※早めに御申請いただいたとしても、交付決定～補助金の支払いまでは下記のスケジュールとなりますので、御了承ください。

○支払いまでのスケジュール(予定)



※交付申請の提出期限日時点であつせん機関への手数料支払いが未済の場合でも、令和6年3月31日までにお支払い予定のある方はご申請をお願いいたします。

○県は交付申請を受理した後、書類内容を審査し、適当であれば申請者へ交付決定を行います。

○交付決定通知を受けた方は、別途指定された期日までに実績報告書及び請求書を県へ御提出ください。実績報告書の審査結果が適正の場合、補助金を支払います。

(3) 申請方法・送付先

○申請は 郵送 をお願いいたします。(郵送料は申請者のご負担となります。)

〒260-8667

住所:千葉県千葉市中央区市場町1-1 本庁舎13階

宛先:千葉県健康福祉部児童家庭課 社会的養護推進室 行

(4) 支払いにあたっての注意事項

- ① 補助金は 口座振込 にてお支払いします。
- ② 振込先の口座は申請者名義の口座をご指定していただきます。
(旧姓や申請者の配偶者名義の口座はご指定いただけません。)

※インターネットバンキングも可能です。

ただし、御申請いただいた振込先金融機関が県で取り扱いできない場合もございます。
その際には別途御連絡させていただきます。

(5) 留意点

- ① 申請書添付書類の住民票発行等にかかる手数料及び切手代等の郵送に係る費用などは、全て申請者のご負担になります。
- ② 補助金の交付決定等は全て 書面にて お知らせいたします。住民票で確認した住所以外にお送りすることはできません。申請後に転居をする場合などは必ずご連絡ください。
- ③ 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加書類提出の依頼のため、担当者からご連絡させていただく場合がございます。
- ④ ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合にはご提出前にコピーをお取りください。
- ⑤ 本事業で受け取った補助金は、所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外にも一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告については最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

No	提出書類	<input checked="" type="checkbox"/>
交付申請様式		
1	千葉県養親希望者手数料負担軽減事業 交付申請書(別紙第1号様式)	
	申請年月日は記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	申請年月日の時点で千葉県内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	申請者は振込口座の名義人と同一ですか。	<input type="checkbox"/>
2	所要額調書(千葉県養親希望者手数料負担軽減事業)(別紙1)	<input type="checkbox"/>
	申請者は交付申請書(別紙第1号様式)の申請者と同一ですか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日は、手数料支払証明書(別紙2)に記載してある日付と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	縁組成立前養育開始(予定)年月日の時点で千葉県内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	補助金算定額表の総事業費の欄には、あっせん機関に支払った(または支払う予定の)手数料の総額を記載していますか。また、手数料支払証明書の(別紙2)に記載している領収(予定)額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
3	千葉県養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書(別紙2)	<input type="checkbox"/>
	本様式はあっせん機関に記入してもらいましたか。 ※千葉県には原本の送付が必要です。本人控えとしてコピーを取っておいてください。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日、あっせん手数料の領収(予定日)・領収(予定)額は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
その他、参考となる資料		
1	住民票の写し	<input type="checkbox"/>
	申請日時点から1か月以内に発行されたものですか。	<input type="checkbox"/>
	申請者・配偶者それぞれの氏名・続柄の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
2	誓約書(別紙3)、名簿(別紙4)	<input type="checkbox"/>
	誓約書には住民票に記載されている住所を記入していますか。	<input type="checkbox"/>
	誓約書は申請者・配偶者の2名分を用意していますか。	<input type="checkbox"/>
	申請者・配偶者それぞれの誓約書には押印がされていますか。(印鑑は同一でも大丈夫です)	<input type="checkbox"/>
	名簿には申請者・配偶者それぞれの氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
	名簿の下部には住民票に記載がある住所と氏名(申請者)を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
	名簿の下部に押印がされていますか。	<input type="checkbox"/>
3	あっせん機関が発行した領収証のコピー	
	交付申請時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から領収証の交付を受けている場合は、そのコピーを送付してください。	<input type="checkbox"/>
	領収証の日付は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの日付ですか。	<input type="checkbox"/>
	領収証の日付と金額は、手数料支払証明書(別紙2)の内容と一致していますか。	<input type="checkbox"/>

5 その他

- (1) 各書類の記入例は別途掲載しておりますので、そちらをご覧ください。
- (2) 本マニュアルにおけるご不明点等のお問い合わせにつきましては以下までお願いいたします。

【お問い合わせ先・担当課】

千葉県健康福祉部児童家庭課 社会的養護推進室

(養親希望者手数料補助事業担当者)

TEL 043-223-2322

FAX 043-224-4085